

受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提出者	送付委員会名
31年第1号	30.12.10	<p>全面禁煙の「受動喫煙防止条例」の早期の制定を求める陳情</p> <p>健康づくり及び健康寿命の延伸の重点施策として、喫煙・受動喫煙・COPD 対策等を進めるために、標記の条例制定を早期に進めるよう、関連事項も含め陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 改正健康増進法の受動喫煙防止規定や東京都受動喫煙防止条例を超える、「受動喫煙防止条例」を早期に制定すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第一ステップとして、東京都や千葉市と同じく、従業員を雇用している場合には、例外なく禁煙を義務づけるべきである。東京都や千葉市で出来るのであるから、御地でも出来るはずである。 ・ 従業員のいない飲食店にあっては、経過措置として、当面禁煙の努力義務を課し、3年後に義務化を定めるのが望ましいかと思う。 (大阪府でも条例制定の検討が進められており、2025年大阪万博の重点レガシーとして、上記を本会からも提案しているところである) ・ 店舗面積が100平方メートル以下の飲食店が喫煙可のままでは、煙を避ける客の多くがこれら以外の禁煙店に流れることにより、喫煙可の飲食店はやがて経営困難に陥ることであろう。 また、これら小規模飲食店に喫煙客が多く来ることにより、従業員も非喫煙の客も、より高濃度の受動喫煙の危害に出合うことになる。健康政策上これは許されない。 ・ 改正健康増進法では、大都市では70～80%は喫煙可能になると推計されており、客も従業員も多くが受動喫煙の危害から守られない。 ・ 衆参の厚生労働委員会の附帯決議で「FCTC 枠組み条約が求めている「喫煙室のない屋内完全禁煙」実現に向け、課題の整理や周知・啓発に取り組むこと。」などが盛り込まれたが、見直しの5年後まで、国民・市民住民の84%以上もの非喫煙者の受動喫煙の危害が放置され続ける。 国際社会も、国も、改正健康増進法の5年後の見直しまでに、例外無き全 	<p>NPO法人 子どもに無煙環境を推進協議会 代表理事 野上 浩志 ほか1人</p>	<p>保健福祉医療</p>

		<p>面禁煙の方向に進んでいるであろう。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 全ての飲食店の禁煙を定めれば、禁煙による利用客の減少懸念は無くなり、かえって家族連れなど客は増えるであろうし、経営のマイナスにならないと多く報告されており、経過・猶予措置を含め、全面禁煙の方向を明確に規定すべきである。 (バーなどは当面除外して3年後の見直し時期に検討することにすれば良いのでは) <p>2 条例制定と並行して、小規模店や個人経営店にあつては、全面禁煙への改装費・撤去費などの助成制度を設けること。 (喫煙室や屋外喫煙所を設ける場合の助成制度は、間違っても設けるべきではない)</p> <ul style="list-style-type: none"> • 受動喫煙の危害を抜本的に改善するためには、「喫煙専用室」などを設けるよりも、店内を全面禁煙とする方が、改装費・撤去費などはかかるとしても、「喫煙専用室」に比べ設備費やメンテナンス費用などは皆無で、スペースもいらず、かつ煙の漏れは無いので、健康的であるし、はるかに経済的でエコでもある。 • これまで喫煙可であった飲食店にあつては、喫煙及び受動喫煙によるタールや有害物が、壁・天井・床・設備など店内全てに付着し、染み込んでいて、店内禁煙となっても、これら臭いや有害物が発散し、放出され続ける(三次喫煙といわれている)。 従って、空気の美味しい禁煙飲食店とするためには、喫煙室の撤去費用を含め、少なくない改装費や設備費が必要とされる。 • 例えば一例として、千葉市では2018年9月補正予算でそのような制度が設けられた。 屋内禁煙化への助成 対象施設 既存小規模飲食店(客席面積100㎡以下かつ資本金5千万円以下) 対象経費 喫煙室の撤去等に要する経費 補助率 9/10(上限10万円) • 鳥取県でも、既存の小規模飲食店が全面禁煙に切り替える場合、改装費の一部を助成する制度が可決された。 施設の禁煙化支援 		
--	--	---	--	--

		<p>施設の全面禁煙のための施設改装 (壁紙の改装, カーテンの交換, 喫煙室の撤去等) を行う費用の一部を助成する。</p> <p>事業費の 2/3 又は 10 万円まで (総予算 2,000 千円)</p> <ul style="list-style-type: none"> 小規模飲食店などが全面禁煙とした場合に, その改装費・撤去費などの助成及び税額控除について, 税制改正大綱に盛り込むことを含め, 本会として国及び与党に要請しているところである。 <p>3 子ども, 妊婦, 健康弱者の方々を受動喫煙の危害から守るために, 条例にその具体的項目として, 家庭や自家用車などでも, 子どもや妊婦などを受動喫煙の危害から守るための規定を盛り込むべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京都子どもを受動喫煙から守る条例では以下が規定されている (努力義務であるが)。 家庭で子どもと同じ部屋で喫煙しない 受動喫煙の対策を講じていない施設や喫煙専用室に子どもを立ち入らせない 子どもが同乗する自動車内で喫煙しない また, 現在見直し中の兵庫県受動喫煙防止条例では, 「子どもがいれば私的空間も禁煙」が有識者委員会で提言されている。(家や自家用車など。公園を全面禁煙とする。喫煙が可能な飲食店に子どもを同伴することを禁止し, 違反には罰則を科すなども。) 遊園地, 動物園, 遊泳場, 屋外スポーツ施設, スタジアムなども禁煙とされるべきである。 <p>4 喫煙者の禁煙治療の助成も, 少なくない自治体で予算化されているので, 御地でも予算化すること。 (都道府県及び区市町村予算で)</p> <p>特に, 子ども・妊婦など家族と同居する喫煙者の禁煙のために, 例えば東京都豊島区, 港区, 千葉市などでは, 禁煙外来治療費助成事業の施策例がある。 (喫煙妊婦や喫煙未成年者の禁煙支援や治療費助成も望まれるところであるが)</p> <ul style="list-style-type: none"> 東京都は, 将来的な喫煙率を下げ, 都民の健康増進を図る目的で, 区市町村が行う禁煙治療費助成事業の取組みを支援し, 半額を補助する制度を 2018 		
--	--	---	--	--

	<p>年度に創設している。</p> <p>5 新型タバコ（加熱式タバコなど）も紙巻きタバコと同様な規制対象とすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none">・ これらにも、タバコとしての警告表示が義務づけられている。・ タバコメーカーは、新型は、受動喫煙の危害を殆ど及ぼさないかのような主張をしているが、既に多くの報告があるように、副流ペーパーや呼出息は受動喫煙としての危害を及ぼすことは明らかにされている。・ 兵庫県及び神奈川県を受動喫煙防止条例で「火を使わない加熱式のたばこは、製造たばこに分類されるもので、従来の紙巻きたばこと同様、たばこ葉が原材料であり、煙状の蒸気にもニコチン等の有害物質が含まれているため、本条例の規制対象となる。」とされている。・ 愛知県豊橋市の受動喫煙防止条例案などでも同様に規制される案となっている。 「改正法より厳格基準 愛知県豊橋市の受動喫煙防止条例案，加熱式たばこも「有害」」 <p>6 条例の策定・施行に当たっては、対象施設が多いことから、実効性をあげるために、政令市・中核市だけでなく、全ての市町村との連携・権限委任・移管などが不可欠である。</p>		
--	---	--	--